議題１：障害者雇用の促進について（日進市提出）

資料１

市名	回答	
	（１）合理的配慮の内容、基準等について	（２）通知内容の実施について
名古屋市	予め対応可能としている合理的配慮の基準等は設けていないが、申込みの際に、障害に対する配慮事項を選択できるようにしている。配慮事項としては、「筆談」「手話通訳」「試験問題文（活字印刷）の拡大（最大1.4倍程度）」「点字受験」「補装具等の持込」があり、選択事項にない配慮を希望する場合は自由記載としている。配慮の希望があった場合、実現困難度や費用負担の程度などを考慮し合理的配慮の措置を講ずる。	実施予定なし
豊橋市	豊橋市では、障害者の採用に際し職種として「事務職（障害者対象）」の枠を設けている。当該職種への申込書の提出は持参のみとしており、その際に、試験を受ける際に必要となる配慮の調査を行っている。視覚障害のある方には点字試験の用意、聴覚障害のある方には筆談や手話通訳による対応、試験内容を文書にして伝える等で対応している。	今後検討予定である。
岡崎市	点字試験、拡大文字による試験、手話通訳による面接試験の準備をしている また、過去には休憩時間に横になる必要がある方に休憩室を準備するなどの対応をした	予定なし
一宮市	一宮市においても、受験申し込み時に「試験会場で配慮を希望すること」を申請させているが、申請実績なし。 なお、合理的配慮の内容、基準等は定めていない。	実施予定なし
瀬戸市	募集要項で、申込時に障害を理由とする配慮が必要な場合は事前に申し出ていただくよう記載しておりますが、あらかじめ対応を予定している内容や基準は現在のところございません。	現在のところ、実施の予定はございません。
半田市	本市においても、申込みの際に、障害を理由とする配慮が必要な人は事前に申し出ていただくこととしています。	実施予定はありません。
春日井市	昨年度実施した採用試験においては、申込段階で車椅子、補装具の使用及び試験官の発言事項の書面伝達の有無の確認欄並びに自由記載欄を設けています。また、申し込み後には、受験者の障害の程度を考慮し、点字試験または拡大文字による試験に対応できるよう準備をするとともに、受験者に対して改めて確認をしました。 なお、配慮についての基準は設けていません。	実施予定はありません。
豊川市	本市では、H31年度「障害者のみを対象とした採用試験」と「一般（障害者とは限らない）を対象とした採用試験」とを実施予定です。 いずれの試験においても、要綱上、「身体等の事情により特に配慮が必要となる事項（車椅子、拡大読書機の使用、付き添いが必要等）がある場合は、事前に相談してください。」と記載しています。 具体的な合理的配慮としては、相談があった際に個別に判断し対応することとなりますが、点字試験ができるよう予算措置をしています。	検討の余地はあると考えていますが、今のところ、実施予定はありません。
津島市	予め対応可能としている合理的配慮はありません	実施予定はありません
碧南市	鉛筆補助具の許可、汗拭きタオルの許可、車いすの場合は机の高さ調整等。 明確な基準等は現在なし。	実施予定なし。
刈谷市	受験上の配慮について、基準等は設けていませんが、受付時に、配慮が必要と認められる場合には、日本人事試験研究センターの点字試験を実施するなど、可能な範囲で対応することを考えています。	現時点では、非常勤職員からのステップアップや、プレ雇用の制度を実施する予定はありません。
豊田市	現時点では特段の配慮は行っていない。	実施していない。
安城市	当市も、申込みの際に事前に申し出ていただくこととしているのみです。	現状、実施の予定はありません。
西尾市	提出市と同様に申込みの際に申し出ていただき、可能な限りにおいて対応することとしている。基準等は特に設けていない。	予定なし

市名	回答	
	（１）合理的配慮の内容、基準等について	（２）通知内容の実施について
蒲　郡　市	申込みの際に配慮が必要かどうか確認するようにしている。配慮の内容は、拡大文字による対応のみであり、点字や音声による配慮はできていない。	現時点で実施の予定はありません。
犬　山　市	事前申し出の内容により、個別に判断していく考えです。手話通訳の設置、車いすでの受験に必要なスペースの確保等の対応を想定しています。点字、拡大文字による試験は予定していません。	実施予定はありません。
常　滑　市	基準等はありません。	実施予定はありません。
江　南　市	予め対応可能としている合理的配慮、基準等は設けておりません。 申込み時に障害者から合理的配慮を希望する申出があれば、過重な負担にならない範囲で合理的配慮を提供します。	ステップアップの枠組み及びプレ雇用の活用については実施の予定はありません。
小　牧　市	障がいの状況に応じて、可能な範囲で対応を実施している。 聴覚に障がいのある受験者については、手話通訳者を配置して集団討論、面接に対応。また、筆記試験については、説明事項を活字化した書面と専任対応職員を配置して対応している。 視覚に障がいのある受験者については、ルーペ等の使用を許可するとともに、点字試験を希望する場合は、一部の試験科目（教養試験、適性検査）を別に実施することで対応。	今後検討を行う予定であるが、現時点では実施の予定なし。
稲　沢　市	申し出があれば可能な範囲で対応を検討する予定ですが、現時点で、予め対応可能としている合理的配慮の内容、基準等はありません。	実施予定はありません。
新　城　市	なし	なし
東　海　市	あらかじめ対応可能としている合理的配慮の内容、基準等は、ありません。なお、本市では申し込み時に受付面接を実施しているため、障害の程度、種類などを聞き取った上で、試験時の配席の配慮や試験の説明時に障害のある方に対して補助をする職員を置く場合があります。	実施の予定はありません。
大　府　市	募集要項に「障がいを有する方の受験については、障がいの種類や程度に応じた配慮をしますので、申込み時にご相談ください。」と記載し、受付の際になどに必要な配慮を伺うようにしています。内部資料としては、障がいの類型別に対応方針を設けてはいます。	現在のところ実施予定はありません。
知　多　市	無	無
知　立　市	受験申込みの際に聞き取りを行い、個別に対応をしております。 予め対応可能としている合理的配慮の内容、基準等は設けておりません。	現段階で実施の予定はありません。
尾張旭市	採用試験に関して、予め対応可能としている合理的配慮の内容、基準等はありません。	今の所予定はありません
高　浜　市	予め対応可能としている合理的配慮は特にありません。	実施する予定はありません。
岩　倉　市	合理的配慮、基準等は設けておらず、申し出内容に応じて対応しています。	現在のところ、実施予定はありません。
豊　明　市	予め準備等はしていないが、採用試験申込書の項目に、「受験にあたり事務局で準備や配慮をしてほしいこと」を記入してもうこととしている。	実施予定なし。
日　進　市	申し出がある度に検討しており、対応可能としている合理的配慮の内容、基準等について、明文化されたものはない。	実施予定なし
田　原　市	特にありません。	実施していません。
愛　西　市	予め対応可能としている合理的配慮の内容等はありません。（事前に申し出てもらうこととしています。）	今のところ実施予定はありません。
清　須　市	設定していない。（今後検討する。）	実施しない。

市名	回答	
	（１）合理的配慮の内容、基準等について	（２）通知内容の実施について
北名古屋市	本市では障害者試験の申込時に、障害を理由とする配慮が必要な人は事前に申し出ていただくこととしており、以下のとおり対応しています。 ・視覚障害のある方への点字試験または拡大文字による試験の準備 ・試験官の発言事項を書面で伝達する ・車椅子、補装具等を使用する方への配席上の配慮　など	実施予定なし
弥　富　市	実施していません。	実施予定はありません。
みよし市	予め対応可能としている合理的配慮の基準等はありません。 国から示されているガイドラインに従い、個別対応をしています。	実施の予定はありません。
あ　ま　市	視覚障害のある方に対応するため、点字試験に対応できる日程としている。 付き添いが必要な方のために付き添いの方の控室を用意し、筆記試験の際には注意事項を伝えるときまで、面接試験時はこちらの聞きたいことが伝わっているか補助のため同席を認めている。 その他は聞き取ることにして、庁舎等も老朽化しているため出来る限りの対応としている。	検討中
長久手市	特になし	実施予定なし